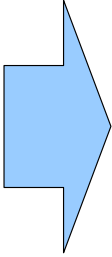


平成18年10月1日から

広島県の事務・権限の一部が、「三次市」に移譲され、
事務の『担当窓口』が変わります

ご不明な点は、下記の窓口までお問い合わせください

三次市に移譲された事務	事務の担当窓口			備考
	平成18年9月30日まで 広島県		平成18年10月1日から 三次市	
<p>大気汚染防止法に関する事務 (ばい煙・粉じん発生施設の設置届出受付、 事故時の状況報告の受付、報告徴収、立入検査、 改善命令 など)</p> <p>水質汚濁防止法に関する事務 (特定施設の設置届出の受付、事故時の状況報告の受付、 報告徴収、立入検査、改善命令 など)</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 に関する事務 (公害防止総括者選任の届出受付、 特定事業者の物件検査 など)</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務 (特定施設の設置届出受付、事故時の状況報告の受付、 報告徴収、立入検査、改善命令 など)</p> <p>広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事務 (ばい煙・粉じん・汚水等関係特定施設設置の届出等受付、 事故時の報告の受付、関係特定施設に係る報告徴収、 立入検査、改善命令 など)</p>	<p>備 北 地 域 事 務 所</p> <p>厚生環境局 環境管理課 TEL: 0824-63-5181(代) FAX: 0824-63-5190 E-mail: bhckankyou@pref.hiroshima.jp</p>		<p>市民生活部 かいてき環境室 環境保全グループ : 0824-62-6136 Fax: 0824-63-2809 E-mail: kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp</p>	<p>申請書提出先変更なし</p>

(注)「備考」欄に「申請書提出先変更なし」と記載された事務は、平成18年9月30日まで、各種申請書等が三次市の担当窓口を経由して、広島県(備北地域事務所・本庁)に提出されていたため、平成18年10月1日以降においても申請書等の提出窓口(=三次市の担当窓口)に変更がないものである。